

○大雪消防組合危険物の規制に関する規則

〔昭和52年11月8日
規則第2号〕

改正 昭和60年4月15日規則第2号 平成2年5月23日規則第4号
平成9年3月31日規則第4号 平成26年4月1日規則第4号

（目的）

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章の規定による危険物の規制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（許可証）

第2条 法第11条第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の許可をしたときは、許可証（様式1）に申請書の1部を添えて交付するものとする。

（仮貯蔵所又は仮取扱の申請）

第3条 法第10条の規定による危険物の仮貯蔵又は取扱いの承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵（仮取扱）承認申請書（様式2）を提出しなければならない。

2 前項の危険物の仮貯蔵又は取扱いの承認をする場合は、承認証（様式2の2）に申請書の1部を添えて交付するものとする。

（仮使用の承認）

第4条 法第11条第5項の規定による危険物施設の仮使用の承認をしたときは、承認証（様式3）に申請書の1部を添えて交付するものとする。

2 前項の規定により仮使用の承認を受け仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に、承認を受けている旨の掲示板（様式4）を掲げなければならない。

（予防規程の認可）

第5条 法第14条の2第1項の予防規程の認可申請が、法第10条第3項の技術上の基準に適合している場合は、許可証（様式5）に申請書の1部を添えて交付するものとする。

（完成検査済証の掲示）

第6条 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第8条第3項の規定により、完成検査済証の交付を受けた製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は当該製造所等の見やすい箇所に、その完成検査済証を掲げておかななければならない。

（製造所等の譲渡又は引渡しの届出）

第7条 法第11条第6項の規定による製造所等の譲渡又は引渡しの際の届出書は、完成検査済証を添え管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出書を受領したときは、届出書一部に届出済印を押印し、完成検査済証に必要な事項を記入して返付するものとする。

（災害発生報告等）

第8条 製造所の所有者等は、当該製造所等に災害が発生したときは、所轄消防署に通報するとともに発生の日から3日以内に危険物製造所等災害発生届出書（様式6）により管理者に報告しなければならない。

（資料の提出）

第9条 製造所等の所有者等は、次の各号に該当する場合は、それぞれの様式により遅滞なく管理者に提出しなければならない。

- （1） 製造所等の位置、構造又は設備の変更で許可申請を要しない。軽微な変更をするときは、様式7による。
- （2） 設置者の氏名又は名称、あるいは設置地名に変更があるときは、様式8による。
- （3） 製造所等の使用を3ヶ月以上休止しようとするとき、又は休止中の製造所等を再開しようとするときは、様式9による。
- （4） 予防規程の危険物の品名、数量、関係者の氏名等に変更があったときは、様式10による。
- （5） 製造所等で危険物取扱作業に従事する者で危険物保安監督者以外の者は、様式11による。

（製造所等の位置の特例）

第10条 政令第9条第1号ただし書の規定（政令第10条第1項第1号、第11条第1号及び第16条第1号においてその例による場合並びに政令第19条において準用する場合を含む。）により、管理者は、製造所等と同条同号イの建築物その他の工作物との距離については、不燃材料で造った高さ2メートル以上の防火上有効なへいを設けた場合に限り、7メートル以上10メートルまでの距離を当該距離とすることができる。

（申請書等の提出部数）

第11条 第2条及び第3条第1項並びに第4条並びに第5条の申請書並びに第9条各号の資料提出部数は3部とし、第7条及び第8条の届出書の提出部数は2部とする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（当麻町、比布町及び愛別町の大雪消防組合加入による経過措置）

- 2 平成26年4月1日において、その前日までに上川中部消防組合危険物の規制に関する規則（昭和60年上川中部消防組合規則第1号）の規定よりなされた処分、手続その他行為は、なお従前の例による。

附 則（昭和60年4月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年5月23日規則第4号）

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第4号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式1（表）

大雪許可 第 号	
設置者	
住 所.....	
氏 名.....	
許 可 書	
平成 年 月 日付で申請のあった下記の危険物製造所等の については消防法第11条第1項の規定により許可する。	
記	
設置場所.....	
製造所等の別.....	
貯蔵所又は 取扱所の区分.....	
平成 年 月 日	
大雪消防組合管理者	
⑩	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第8編 業務（大雪消防組合危険物の規制に関する規則）

（裏）

施設の内容 その他参考事項

--

様式2

仮 貯 蔵
危 険 物 承 認 申 請 書
仮 取 扱

平成 年 月 日		
大雪消防組合 消 防 長 殿		
申請者 住所 _____ 氏 名 _____ (印)		
貯蔵取扱者	住 所	(電話 ー 番)
	氏 名	
貯蔵、取扱場所 (図 面 添 付)		
危険物の類別、 品名最大数量		指定数量 の倍数
貯蔵、取扱いの 目的及び方法		
期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式2の2

承認第 号
住所.....
氏名.....
仮貯蔵 危険物 承認書 仮取扱
年 月 日付申請のあった危険物の 仮貯蔵 ・ 仮取扱 については、消防法第10条の規定により別紙申請書のとおり承認する。
年 月 日
大雪消防組合 消防長 印

留意事項

- 1 危険物仮貯蔵所又は仮取扱所である旨の標識を設けること。
- 2 危険物の種類、数量、火気厳禁等の掲示をすること。
- 3 消火器具を配置すること。
- 4 仮貯蔵所及び取扱いをする場合においては、火気、火花の出る機器等を使用しないこと。
- 5 取扱いについては、原則として危険物取扱者が立会うこと。

様式3

承認第 号

住所.....

氏名.....

危険物製造所等使用承認書

年 月 日付承認申請のあった危険物 の仮使用については、消防法第11条の規定により別紙申請書のとおり承認する。

ただし、次の条件を守らなければならない。

- 1 仮使用する場合は、承認を受けている旨の掲示をすること。
- 2 仮使用する場所と工事中の場所を塀又はロープ等により明確に区画すること。
- 3 工事に必要な材料及び機器類を仮使用場所内に置かないこと。
- 4 工事中は裸火を使用しないこと。なお、火花等を発生させるおそれのある機器を使用するときは、その旨を届出て防火上安全な措置を講ずること。
- 5 工事中は、常に施設の危険物取扱者と連絡を密にし、火災危険の排除に努めること。
- 6 (その他).....

年 月 日

大雪消防組合
管理者

印

様式4

消防法による仮使用承認済		25 cm 以上
製造所等の別		
承認年月日番号	年 月 日 第 号	
承認行政庁名		

← 35 cm以上 →

様式5

認 可 第 号
年 月 日

_____ 殿

大雪消防組合
管理者 印

予 防 規 程 の 認 可 に つ い て

年 月 日付申請のあった予防規程についてこれを認可する。

1 事業所の名称.....

1 製造所等の別.....

1 貯蔵所又は取扱所の区分.....

1

様式6

危険物製造所等災害発生届出書

年 月 日					
大雪消防組合 管理者 殿					
届出者 住所 氏名					
設置者	住所	TEL () -			
	氏名				
災害発生日時					
災害発生場所					
災害種別					
災害発生の経過					
処置の状況					
危険物取扱者の立会		有 ・ 無	職・氏名		
損害 程度	災害面積・程度				
	被災危険物の品名・数量				
	損害見積額				
死傷者数		負傷者 名		死者 名	
死傷者の発生した理由					
危険物保安監督者		要・否	選任の有無		
危険物取扱者の免状		有・無	種類	種別 類	交付 番号
		交付年月日		交付機関	
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式8

年 月 日			
大雪消防組合 管理者 殿			
届出者 住所 氏名			
資料提出書 { 設置者の氏名又は名称 } { 設 置 地 名 の 変 更 }			
設 置 者	新	住 所	
		氏名又は名称	
	旧	住 所	
		氏名又は名称	
製 造 所 在 地	新	地 名	
	旧	地 名	
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
設 置 許 可 年 月 日			許 可 番 号
変 更 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 法人の代表者の変更は、設置者欄に記入すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式9

年 月 日			
大雪消防組合 管理者 殿			
届出者 住所 氏名			
資料提出書 { 休 止 } { 再 開 }			
製造所等の所在地			
製造所等の別	貯蔵所、取扱所の区分		
危険物の類・品名 最大数量		指定数量の	倍
許可年月日・番号			
休止予定期間			
休止の理由 (再開年月日)			
休止中の処置又は 用途			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

- 備考 1 再開の場合は、休止の理由欄に再開日を記入すること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式10

年 月 日			
大雪消防組合 管理者 殿			
届出者 住所 氏名			
資料提出書 { 予防規程、危険物の品名 } { 数量・関係者の氏名等変更 }			
製 造 所 等	所在地		
	区分		
	許可年月日・番号		
	完成検査 年月日・番号		
危険物の類、 品名、最大数 量、倍数	変更前		指定数量の 倍
	変更後		指定数量の 倍
関係者の 氏名・職名 及び組織	変更前		
	変更後		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式11

年 月 日		
大雪消防組合 管理者 殿		
届出者 住所 氏名		
資料提出書 { 危険物取扱作業 } { 従業者 }		
製造所等	所在地	
	区分	
	許可年月日・番号	
危険物取扱作業従事者	氏名	
	免状の有無	
	免状の種類、取得年月日、番号及び取得機関	
	免状取得予定有無	
	従事することとなった年月日並びに理由	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- 1 危険物取得者の免状取得者は、免状の写しを添付すること。
 - 2 従事者の変更があった場合は、速やかに再提出すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(~2030)